

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報



最新の情報や各項目について詳しくは、市ホームページ(右下の2次元バーコードからもアクセス可)を確認するか、各担当課にお尋ねください。  
 また、広報川越5月号・6月号もご確認ください。特別定額給付金(10万円)に関しては、川越市コールセンター☎0120-6003880(午前8時30分～午後6時。土・日曜日、祝日を除く)にお尋ねください。

## 国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料、 介護保険料を減免

減免を受けるには申請が必要で  
す。申請の理由により申請書類が異  
なります。

- 対象：次の①②のいずれかを満たす方
- ① 新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
  - ② 主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は次の①③、介護保険料は次の①③に該当する
  - ③ 事業収入等の減少額が、前年の3割以上
- ② 前年の所得合計額が1000万円以下
- ③ 減少することが見込まれる所得(①の収入)以外の、前年の所得の合計が400万円以下
- 減免の対象期間：2月分～来年3月分
- 減免額：① 保険税(料)全額、② 算

出した対象保険税(料)に、主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じて得た額\*詳しくは、市ホームページを確認するか次の担当にお尋ねください。

名称	問い合わせ
国民健康保険税	国民健康保険課 Tel 224-5833 Fax 224-7318
後期高齢者医療保険料	高齢・障害医療課 Tel 224-5842 Fax 224-7318
介護保険料	介護保険課 Tel 224-5817 Fax 224-5384



## 国民健康保険傷病手当金、 後期高齢者医療傷病手当金 を支給

支給を受けるには申請が必要で

す。

申請書類には、事業主、医療機関(受診している場合)が記入する項目があります。

対象：次の全てを満たす方

- ① 国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
- ② 勤務先から給与等の支払いを受けている被用者
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間がある
- ④ ③の就労できなかった期間中に就労を予定していた日があり、その給与等の全額または一部の支給を受けられない

支給対象期間：就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間(待期待期間)を除いた、4日目以降の休みの期間

支給対象日数：支給対象期間中に就労を予定していた日数

支給額：(直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額÷就労日

数)×3分の2×支給対象日数

\* 給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額または不支給となります。

適用期間：1月1日から9月30日(休)の間で就労できない期間(ただし入院が継続する場合は最長1年6か月まで)

\* 詳しくは、市ホームページを確認するか次の担当にお尋ねください。

名称	問い合わせ
国民健康保険	国民健康保険課 Tel 224-5836 Fax 224-7318
後期高齢者医療制度	高齢・障害医療課 Tel 224-5842 Fax 224-7318



# イベントの中止、施設休止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、今年度は下表のイベントや施設を中止・休止します。詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせ先にお尋ねください。



中止するイベント等について



市施設の再開と休止について

## 中止するイベント

名称	問い合わせ
小江戸川越花火大会 *交通規制も中止。	観光課 <b>TEL</b> 224-5940 <b>FAX</b> 224-8712
川越百万灯夏まつり *交通規制も中止。	川越百万灯夏まつり 実行委員会 (川越商工会議所内) <b>TEL</b> 229-1820 <b>FAX</b> 223-3362
川越市総合文化祭2020	文化芸術振興課 <b>TEL</b> 224-6157 <b>FAX</b> 224-8712
川越市美術展覧会	
小江戸川越ハーフマラソン 2020 *交通規制も中止。	スポーツ振興課 <b>TEL</b> 224-6094 <b>FAX</b> 224-8712

## 休止する施設

名称	問い合わせ
初雁公園水泳プール	公園整備課 <b>TEL</b> 224-5965 <b>FAX</b> 224-8712
霞ヶ関北小学校プール 一般利用	スポーツ振興課 <b>TEL</b> 224-6094 <b>FAX</b> 224-8712
川越水上公園プール	川越水上公園 <b>TEL</b> 241-2241 <b>FAX</b> 241-2244

緊急事態宣言が解除されたため、市施設の一部を再開しています。詳しくは、市ホームページを確認するか、各施設にお尋ねください。

## 「新しい生活様式」での熱中症予防のポイント

健康づくり支援課 **TEL**229-4121  
**FAX**225-1291

「新しい生活様式」である身体的距離をとる、マスクの着用、手洗いや「3密(密集・密接・密閉)」を避ける等を踏まえ、次の熱中症予防に取り組みましょう。

### ①暑さを避けましょう

換気扇を使ったり、窓を開けて換気をしながら冷房を使用し、室温が28℃を超えないようにしましょう。

### ②気温、湿度の高い中では適宜マスクを外しましょう

熱中症のリスクが高まるので、気温、湿度が高い中では距離をとる等の感染予防をしながら、適宜マスクを外しましょう。

### ③日ごろから健康管理をしましょう

日ごろから体温測定や健康チェックをしましょう。

### ④小まめに水分補給をしましょう

のどが渇く前に水分補給をしましょう。

### ⑤少しでも「おかしい」と思ったら、我慢せずに医療機関を受診しましょう

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育てに対する負担の増加や収

入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることから、ひとり親世帯を支援するために給付金を支給します。

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給



対象、申請方法、提出書類等詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。